プロジェクト

項目 第 39 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 39 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 9 月 19 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 39 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに対する意見（審議事項A1-2関連）

（「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすることに対する意見）

2. 「SASB スタンダード」については、IFRS 財団が公表するガイダンスであるものの、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に基づき改正手続が行われるものではないことを問題視する意見が多く聞かれたと理解している。この点についても、明確に説明すべきである。

3. 事務局の提案に賛成するが、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすることが、ISSB 基準の根幹を成す要求事項であり、取り入れないことは難しいと考えた理由については説明を追加すべきである。

4. 「SASB スタンダード」等を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とした場合、開示しない理由の説明が求められたり、実質的に開示が求められたりすることへの懸念について、対処が必要であるという点に同意する。

   網羅的な検討を想定していない旨や、適用可能性を考慮する際には作成者の主体的な判断が必要である旨を、利害関係者に周知することが重要である。

5. 「SASB スタンダード」等の問題点に関して、ISSB が教育的資料を公表するなどした場合に、当委員会としてどのように対処するのか、明確にすべきではないか。例えば、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に追加する場合もあれば、当委員会が公表するガイダンスの 1 つに位置付ける場合もあるのではないか。

（「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源又は「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべき他の情報源に対する意見）

6. ISSB 基準及び付属するガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に追加するにあたり、「産業別ガイダンス」については「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源であることがわかるよう、明確に書き分ける必要がある。

7. 適用基準案第 47 項(2)及び第 56 項(2)の「主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」について、IFRS 財団が公表する文書が含まれるかどうかを明確にすべきである。例えば、「IFRS 財団を含む他の基準設定主体」とすることも考えられる。

（「SASB スタンダード」が改正された場合の定め（適用基準案第 46 項及び第 55 項）に対する意見）

8. 特段の意見は聞かれなかった。

（適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述（適用基準案 BC79 項から BC81 項）に対する意見）

9. 網羅的な検討を想定していない旨や簡潔な理由とともに文書に記載する旨を説明することは有用であるが、結論の背景に当該記述があることにより、「SASB スタンダード」等を適用すると結論付ける場合でも、適用しないと結論付ける場合でも、その説明責任がより強く伴うことを懸念する。

10. 適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述を、本公開草案の結論の背景から削除することは、SSBJ 基準全体のバランスの観点からも合理的である。適用基準案 BC80 項に記載されている、ガイダンスに記載されている事項について網羅的に検討することを想定していない旨や、簡潔な理由とともに文書に記載する旨は重要な内容であり、補足文書又は解説記事においても引き続き丁寧に記載すべきである。

11. 特に作成者や保証業務実施者から、どのような場合に「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たしたことになるのかについて、明確化を求める意見が多く寄せられていると理解している。適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述は、そのような意見に対応できるように記載すべきである。

12. 適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述を、本公開草案の結論の背景から削除することには懸念がある。そのような変更により、結果的に SSBJ 基準の内容が曖昧になってしまう可能性がある。本公開草案における提案に賛成するコメントも多く寄せられたことを踏まえると、当該記述を本公開草案の結論の背景から削除することは、重要な意味を持つのではないか。

13. 適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述を、本公開草案の結論の背景から削除する必要はないと考える。当該記述が結論の背景で提供されることにより、ガイダンスに記載されている事項について網羅的に検討することを想定していない旨や、簡潔な理由とともに文書に記載する旨がより明確になり、結果的に開示実務がより良い方向に進むと考えられる。

    仮に結論の背景から削除する場合であっても、ガイダンスに記載されている事項について網羅的に検討することを想定していない旨や、簡潔な理由とともに文書に記載する旨を維持したうえで、解説記事ではなく補足文書において提供すべきである。

（追加のガイダンスに対する意見）

14. SSBJ 基準の適用支援という観点からは、当委員会としてさまざまなガイダンスを提供することは望ましいが、ISSB が公表する教育的資料等の内容と整合しないと、実務に混乱が生じる可能性がある。ISSB が公表するガイダンスの内容を見据えながら、当委員会として対応可能なものを優先してガイダンスを提供すべきである。

（適用基準案第 53 項に対する意見）

15. 適用基準案第 53 項の「サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準が存在しない場合」について、企業が開示しようとする指標に対して、SSBJ 基準の中に具体的な定めが存在しない場合を意味しているという点がわかりづらいという意見に同意する。文案を検討する段階で表現を検討することに賛成である。

IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定めの取扱いに対する意見（審議事項A1-3関連）

16. 事務局の提案に賛成する。企業の依存関係及びインパクトについては、特に自然環境に関する開示の観点からは重要であると考えられる。

17. 事務局の提案に賛成する。一方で、IFRS S1 号 B3 項の前半部分に相当する定めは、適用基準案 BC62 項に取り入れられているものの、IFRS S1 号 B3 項の後半部分は本公開草案にすべて取り入れられていないようにも見える。IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の記述に関する提案とのバランスを考慮しながら、IFRS S1 号 B3 項の記述についても検討すべきである。

ISSB基準と差異となり得ると指摘があったものに対する意見（審議事項A1-4関連）

（法令との関係に対する意見）

18. 適用基準案第 13 項について、ISSB 基準と異なる定めとする意図はないとのことであるが、その点が読み取りづらいからこそ、コメントが寄せられていると理解している。ISSB 基準の意図は事務局が ISSB に確認したと理解しているが、その理解でよいか改めて確認したい。

（バリュー・チェーンの範囲の決定に対する意見）

19. 適用基準において、「バリュー・チェーンの範囲の決定」の定めを、「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」の後に記載することに賛成する。その趣旨をより明確にするため、適用基準案第 38 項は、「識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して」としてはどうか。

20. 本公開草案の定めに基づくと、まず幅広くバリュー・チェーンの範囲を捉えたうえでサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、当該リスク及び機会が影響を与えるバリュー・チェーンの範囲を決定する、という実務が想定される。「バリュー・チェーンの範囲の決定」を「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」の後に記載することにより、バリュー・チェーンの範囲が狭く捉えられる可能性があるため、本公開草案の記載を修正するにあたり、追加の説明を提供すべきである。

（相互参照の要件に対する意見）

21. 相互参照の要件について、適用基準案第 66 項(2)の記載を修正することには賛成で

あるが、「例えば、当該情報は、関連性があり、忠実に表現されており、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能な情報であることが必要である」との文言は、検証可能性などの補強的な質的特性を求めているように見えるため懸念がある。

（親会社の財務情報の報告期間と子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合に対する意見）

22. サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じとするという点は、ISSB 基準でも同じ取扱いであり、さらには関連する財務諸表がどの会計基準に準拠して作成されているかにかかわらず同じ取扱いであると理解している。
　親会社と子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合、IFRS 会計基準と我が国の会計基準では取扱いに相違がある。また、親会社と子会社等の財務情報の報告期間の相違に関する調整が行われた場合のサステナビリティ関連財務開示における取扱いも明確ではない。我が国の状況と整合するように、SSBJ 基準上で追加の説明を提供するかどうかを検討すべきである。

第 38 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見に対する意見（審議事項 A1-1 関連）

23. 「『脆弱な』や『整合する』について指針を追加せず、企業の解釈に委ねることを明らかにすることに賛成である」という意見（審議事項 A1-1 第 16 項）については、「企業の解釈に委ねる」という文言を明示的に述べることは慎重であるべきと、消極的な趣旨で発言したため、修正いただきたい。具体的な文言は、今後の文案検討時に議論したい。

24. 「企業が『脆弱な』や『整合する』をどのように解釈し、その結果としてどのような資産又は事業活動を識別したのかを開示するにあたって、補完的な情報を開示すべきである」という意見（審議事項 A1-1 第 15 項）については、特に SSBJ 基準独自の定めを適用することを選択する場合には、それが企業の資産又は事業活動のリスク及び機会をどのように識別したのかということを示すものであるということについて、補完的な情報が開示されることが必要ではないかという趣旨で発言したため、修正いただきたい。

以　上